

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長

地方公務員等共済組合法等の一部改正について（通知）

平成13年1月1日から、健康保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員等共済組合法等が下記のとおり改正されましたのでお知らせします。

なお、下記3については、平成13年4月1日からの改正となります。

記

【改正概要】

1 高額療養費の自己負担限度額に関する事項（平成13年1月1日から施行）

1 医療機関の1ヶ月あたりの自己負担が63,600円を超えると、その超えた額を「高額療養費」として支給しています。

今回の改正で、自己負担限度額に所得の高い者（上位所得者）の区分が新設されました。

また、かかった医療費に応じて一定の医療費を超えた場合、その超えた部分の1%に相当する額が自己負担限度額に加算されるようになりました。

	改 正 前		改 正 後	
	1～3回目	4回目以降	1～3回目	4回目以降
上位所得者			121,800円+(医療費-609,000円)×1%	70,800円
一 般	63,600円	37,200円	63,600円+(医療費-318,000円)×1%	37,200円
低 所 得 者	35,400円	24,600円	35,400円	24,600円

※ 上位所得者………短期給付の掛金の基礎となった給料月額が448,000円以上の者。

一 般………短期給付の掛金の基礎となった給料月額が448,000円未満の者。

低 所 得 者………市町村民税非課税世帯に属する者。

2 入院時食事療養費の自己負担額に関する事項（平成13年1月1日から施行）

入院時の食事代の標準負担額が変わりました。

	改 正 前 （ 1 日 あ た り ）		改 正 後 （ 1 日 あ た り ）	
一 般	760円		780円	
低 所 得 者	（入院日数90日まで）	650円	（入院日数90日まで）	650円
	（入院日数90日を超える場合）	500円	（入院日数90日を超える場合）	500円
老齢福祉年金受給者	300円		300円	

※ 低 所 得 者………市町村民税非課税世帯に属する者。

3 傷病手当金に関する事項（平成13年4月1日から施行）

退職後、傷病手当金の支給を受けることができる者が障害共済年金（障害基礎年金を含む）・障害一時金の支給を受けることができる場合、傷病手当金は支給されませんが、新たに退職又は老齢を支給事由とする年金給付（退職共済年金等）を受けることができるときも、傷病手当金を支給しないこととしました。

ただし、当該年金給付の額が傷病手当金の額を下回る場合には、その差額を支給します。

4 老人保健法の一部改正（平成13年1月1日から施行）

今まで高齢者が医療を受けたときの一部負担は定額でしたが、かかった医療費の額に応じた定率1割負担に変わりました。ただし、月額の上限があります。

なお、薬剤一部負担は廃止されました。

	改 正 前	改 正 後
外来のとき	一部負担金 1日 530円 (月4回まで)	医療費の1割 ただし、同一の医療機関での1ヶ月の自己負担限度額は、 ① 医療機関で院外処方箋を交付されなかったとき ⇒ 医療機関で3,000円 〔大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診したときは5,000円〕 ② 医療機関で院外処方箋を交付されたとき ⇒ 医療機関で1,500円 薬局で1,500円 〔大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診したときは医療機関で2,500円 薬局で2,500円〕 定額制の診療所では1日につき800円(月4回まで)
入院のとき	一部負担金 1日1,200円 ①市町村民税非課税世帯等 …1ヶ月 35,400円まで ②市町村民税非課税世帯等で高齢福祉年金受給者 …1日500円	医療費の1割 ただし、同一の医療機関での1ヶ月の自己負担限度額は、37,200円。 また、次の①及び②の場合には、1ヶ月の自己負担限度額は、 ① 市町村民税非課税世帯等 … 24,600円 ② 市町村民税非課税世帯等で … 15,000円 高齢福祉年金受給者 ※ 高額医療費支給制度の創設 1ヶ月に同一の医療機関で30,000円以上的一部負担金を支払った高齢者が同一世帯に複数いるときなどは、合算して37,200円を超える額(市町村民税非課税世帯等では、21,000円以上的一部負担金を合算して24,600円を超える額)が市町村から払い戻されます。
訪問看護を受けたとき	基本利用料 1日 250円	老人保健の訪問看護に要する費用の1割 ただし、同一の訪問看護ステーションでの1ヶ月の基本利用料の限度額は、3,000円。 定額制の訪問看護ステーションでは1日につき基本利用料600円(月5回まで)